

資料5

ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた 基本構想の推進方針ver.1 ※再掲

自省を伴う利他の「こころ」を呼びかけるための5つの政策の柱
～ 卒近代 ― 本当の意味での「健康しが」を目指して ～

1. いのちと暮らし、人権の保障
2. 子どもの権利の保障と次世代のための社会変革
3. 滋賀の自然資本や文化芸術の価値の再評価・発信
4. 自然が許す限りのつくる力の再強化
(いのちを守るために必要な人材の育成とモノの生産)
5. より良い自治と真の民主主義のための行政の実現



ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた基本構想の推進方針 ver.1

■基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」

2019年3月に策定し、2030年を目標年次とする本県の基本構想では、「未知の変化の中で、私たちがしなやかに変わり続け、行動することにより、一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀をみんなの力でつくります。」としており、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現を目指すこととしている。

■コロナ危機を経験して

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療現場や経済活動への影響だけでなく、新たな生活様式や価値観の広がり、自然環境に対する意識の高まりなど、多方面に影響し、様々な変化がもたらされた。

本県においても、多くの感染者が発生し、自然界に存在する未知の感染症に対する恐怖や、ひとの「いのち」を守ることの重要性を再認識した。

また、不要不急の外出自粛、県をまたぐ移動の自粛、県全域での商業施設等の休業、長期にわたる学校の休業、マスクをはじめとする医療資材の不足、小売店で徹底される3密対策、在宅ワークやWeb会議の一斉導入、スポーツイベントや文化活動の無観客開催など、コロナ危機が発生する以前には無かった変化を経験した。

今後も、東京から地方への人の流れ、5Gなど新たな技術を駆使するイベントの開催、新しい働き方の浸透など、様々な変化が予想される。

■今回の変化に対する基本的な考え方

こうした変化が予想される中で、改めて「変わる滋賀 続く幸せ」を理念とする基本構想で描く2030年の姿を実現する必要があると再認識した。このため、基本構想を引き続き推進することとし、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、政策や施策の方向性をしなやかに変化させ、「新しい幸せ」を追求していく。

重点の置き方などを含め、既存の取組の見直しや、新たな手法の検討など、コロナ危機を乗り越えていくための検討を進め、今後の施策や予算に生かしていく必要がある。

■方針の位置づけ

本方針は、基本構想の推進にあたって、令和2年度以降の基本的な考え方や、大切にすべきこと等を示すとともに、重視する施策の柱を示したものである。

この方針のもと、令和2年度の施策も含め、必要な施策についての見直しや、検討を進めることとする。

なお、コロナ危機により今後社会は急激に変化することが予想されるため、この方針は当面の方針とし、社会状況等の変化に応じて見直ししていく。

1 基本的な考え方

～ウィズコロナ・ポストコロナ時代 卒近代－ 本当の意味での「健康しが」を目指して～

本県においては、2030年の目指す姿を描き、「変わる滋賀 続く幸せ」を理念として掲げる滋賀県基本構想において、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けた施策を進めてきた。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人の移動制限や、経済活動の停滞、感染症対策を徹底するための新たな生活様式への適応など、**世界的な変化が生じている。**

本県においても、医療機関等への負担の増加にとどまらず、外出自粛や、学校の臨時休業、商業施設をはじめとする施設の使用制限、多くのイベントの延期や中止など様々な影響が生じた。

一方で、密閉・密集・密接の3密回避をはじめとする、新たな生活様式に適応するため、在宅勤務や、Webを活用した会議、オンライン教育、遠隔でのスポーツ観戦や文化芸術の鑑賞など、**多様な働き方、学び方、楽しみ方が広がっている。**

また、中央集権的な合理化や画一化によって経済的な豊かさを求めてきた近代の価値観が大きく変わり、極端に人口が密集した都市ではなく、適度に人の密度が分散された地方都市に対する評価が高まっている。今まで実現できなかった**東京一極集中の流れの変化**を、滋賀から推進していく必要がある。

こうした様々な変化に直面する中で、改めて「変わる滋賀 続く幸せ」を理念とする基本構想で描く姿を目指すこととし、しなやかに変化しながら、**これまでを謙虚に省みて、一人ひとりの、みんなの「新しい幸せ」**を追求していく必要がある。

京阪神の大都市の近郊にありながら琵琶湖をはじめとする自然環境に恵まれた地理的特徴、歴史文化の豊かさ、近江商人の「三方よし」の理念など、**滋賀の強みを活かしながら**、これまで進めてきた「ひとの健康と、社会の健康と、自然の健康」をさらに高め、進めることにより、危機に負けず、**すべてのひとの「いのち」が等しく守られる、本当の意味での「健康しが」**を目指す。

【本当の意味での「健康しが」とは・・・】
すべてのひとの「いのち」が等しく守られる「健康しが」
・ここで実感できる、幸せにつながる「健康しが」
・誰も取り残さない、すべての人の「健康しが」
・危機に負けない、免疫力ある「健康しが」
・一時的・刹那的ではない持続可能な「健康しが」

<p>大切にしたい“ころ”</p> <p>★利他のころ ⇒自省を伴う利他のころ</p>	<p>大切にしたい“視点”</p> <p>★すべての人の自由と平等 ★多様性 ★持続可能性 ⇒SDGsの達成への貢献</p>	<p>大切にしたい“姿勢”</p> <p>★権利の保障 ★応答性を備えた対話 ★協働による変革 パートナーシップ/データ活用/オープンガバナンス/DX(デジタルトランスフォーメーション)</p>
---	--	---



大切にしたい“政策の方向”

① いのちとくらし、人権の保障

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、未知の感染症に対する恐怖、感染者や医療従事者に対するいじめの差別的差別、他者に対する誹謗中傷など、大きな不安を経験することとなった。

行政として、様々な観点から「いのち」と「くらし」を守ることの大切さを再度認識し、今回のコロナ危機を経験し露呈した保健・医療システムの脆弱性や課題、近年多発する様々な災害からの教訓などを生かし、本当の意味での「健康しが」を目指す。

② 子どもの権利の保障と次世代のための社会変革

新型コロナウイルス感染症対策の中で、学校の臨時休業措置や、大規模イベントの自粛等を実施したことで、学習やクラブ活動、人や自然とのふれあいの機会の制限、知識や情報を得る機会の喪失など、子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を及ぼした。

新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、どのような状況下であっても、負の影響を受ける世代が生まれることのない滋賀を目指す。

③ 滋賀の自然資本や文化芸術の価値の再評価・発信

人との接触を控える生活の中で、孤独感や不安感が増大し、あらためて「人とのつながり」の大切さが再認識された。また新型コロナウイルス感染症の拡大は過密都市ほど深刻な状況となっており、一極集中型社会の脆弱性が明らかになった。人と人との距離をとることが求められる中で、過度に人口が集中することによるリスクが高い都市でのくらしから、自然が豊かな地域でのくらしがあらためて評価された。また、心を豊かにする文化芸術やスポーツに触れる機会が必要とされている。

適度な「疎」や豊かな自然、多様な文化芸術を有する滋賀県の強みを生かし、人と人とのつながりを大切に、新しい時代に選ばれる滋賀を目指す。

④ 自然が許す限りのつくる力の再強化
(いのちを守るために必要な人材の育成とモノの生産)

世界的な感染症拡大により、人や物の移動、経済活動が制限され、一時的とはいえ、本県においても必要とする生活用品や医療資源の確保が困難な事態が発生した。

どのような状況下でも、食料や、エネルギー、医療資機材など、私たちが生きていく上で必要なものを、環境と経済とのバランスを取りながら、持続可能な形で適切に調達できる、地域社会の基盤や、多様なサプライチェーンに支えられた、「つくる力」のある滋賀を目指す。

⑤ より良い自治と真の民主主義のための行政の実現

感染症対策においては、自粛の要請をはじめとする感染拡大防止対策、医療体制の確保、困難に直面する人々に対する支援など、国以上に地方の対応力が求められた。また、海外の地方都市との「Local to Local」の交流によって、必要な物資の確保につなげることができた。

県庁自らのデジタル化を進めるとともに、新たな技術やオープンデータ等を活用しながら、可視化と対話により県民の皆様に理解される県政を実現し、信頼される、誰ひとり取り残さない滋賀を目指す。

2 重視する施策の柱

① いのちとくらし、人権の保障

強い絆と思いやり（「三方よし」と「利他の精神」）で守る
いのちとくらし

様々な災害や危機に強い地域づくりと医療、保健システムの充実強化
偏見や差別を排したすべての人の人権の尊重
人と人との繋がりにより支えあうコミュニティの実現
アウトリーチ型支援のためのネットワークづくり
公共交通の維持・活性化

人・社会

など

② 子どもの権利の保障と次世代のための社会変革

社会全体（多世代、多文化）で子どもを育み、育つ環境づくり
(未来への投資の拡充)

若い世代の希望をかかなるための有効な少子化対策の構築と実行
すべての子どもたちの生きる力の育成（ICTの活用等）
子ども政策（主権者教育等）の充実
図書館など知や情報を得る機会の強化・充実

人・社会

など

③ 滋賀の自然資本や文化芸術の価値の再評価・発信

豊かな自然と文化に囲まれた適度に疎なくらし
(風とともに 琵琶湖のそばで)

気候変動対策（“しがCO2ネットゼロ”ムーブメントの推進）
滋賀の山河と琵琶湖、生物多様性の保全・継承
滋賀の自然資本の魅力の再発見
新しい（本物の）ツーリズムの追求
文化や芸術・スポーツに触れる機会の確保と拡充

社会・環境

など

④ 自然が許す限りのつくる力の再強化
(いのちを守るために必要な人材の育成とモノの生産)

変化する時代を見据えた産業への進化
(新たな時代の滋賀の産業づくり)

生活の基盤となる食糧、エネルギー、医療資源等を維持できる生産力の強化
高度ものづくり人材の育成、医療・福祉人材の確保
ICT、IoT、AI、ロボット、データ活用など第4次産業革命の加速化
「新たなチャレンジ」を応援する滋賀の実現

社会・経済

など

⑤ より良い自治と真の民主主義のための行政の実現

超スマート社会におけるより良い自治の実現

行政のデジタル化の推進、オープンデータ活用の推進
県民との対話と可視化による県政の実現
世界との「Local to Local (People to People)」の交流

社会

など

資料6

これまでの滋賀県税制審議会での議論

○第1回滋賀県税制審議会(令和元年7月1日開催)※趣旨

(諸富会長)

- ・滋賀県の特徴は製造業なので、今後、デジタル化が進んでいくと、製造業の比率が高いということが逆にリスクにならないか。これまで、工場立地としての特性を備えていることが強みであったが、ひょっとすると弱点に転化していくおそれもあり、例えば10年先20年先を考えると、滋賀県の産業構造を考える上で、課題となってくる。
新しい産業の芽を育てるのに今の税制でいいのか、別のタイプ、新しいタイプのビジネスを生み出す仕組みを作らないといけない。
- ・新産業創出の件で新しい動き(WeWorkやインキュベーション施設等)が出てきている中で、滋賀県の産業政策としてはどういう方向をこれから向いていくのかということで、その面を税制上考えていく必要はないか。つまり、そういう新しいビジネスに対する優遇措置は必要ないのか。
滋賀県の産業の将来像を考えて、現状の税制でいいのかということ、補助金や規制緩和という手法もあるので、何も税制だけで対応すべき問題ではないかもしれないが、検討項目にはなるのではないか。

(三日月知事)

- ・ちょうど今、産業振興ビジョンというのも同時に作っていて、その中では、現状の強みは活かしつつ、新しい産業分野を作っていくための取り組みを、県全体で応援していこうとしている。
- ・10年先、20年先ぐらいまで保つかというと、すでに人材不足、枯渇感が相当出ている。また、例えば家電そのものが、果たして持続可能かどうかということも突きつけられている。10年先を見越すと、この構造は、今は強いが、将来は大きな弱みになり得る。かつ、リーマン級のことが起きると、税収が相当振れるので、県の施策を変更せざるを得なくなるというような状況もありうる。
次の時代を見越した産業構造に代えていく努力もしていかなければならない。

○第2回滋賀県税制審議会(令和元年10月17日開催)※趣旨

(勢一委員)

- ・中小企業は時代とともにかなり多様化している。
GAF Aの話ではないが、どこに本来の意味で担税力があるのか、従来の図式とは違う形になってきている。
- ・事業規模が小さいところが弱い企業なのか、実は分からないのではないかという問題意識。
- ・デジタル化は国レベルでも行政分野でもやろうとしていて、
それがデフォルトになってくると、仕事の仕方、商売の仕方も随分変わるだろう。
そういった産業構造の転換を支援できるような税の仕組みというの、戦略的にはあり得る。

(諸富会長)

- ・今の勢一委員の指摘は私も問題意識として持っている。
従来型のものづくり、中小企業を育成・保護するという視点で、戦後長らく続いてきた産業政策が、時代の転換点を迎えている。
そのため、スタートアップ企業とかデジタル企業等を育てていく方向に、
産業構造の転換を促していかなくてはならないという問題意識が、全国的に生まれてきている。
それと合わせて、支援のあり方自体も見直していかなくてはならない。
税制が支援政策の中に位置づけられているのであれば、それも含めて見直すタイミングが来ている。
中小企業だから皆弱いということではない。
ただ、そうなると、デジタル化に向けてどういう支援が必要なのか、議論しなくてはならない。

資料7

令和3年度税制改正大綱の内容

令和3年度税制改正大綱の内容

○令和3年度税制改正大綱(与党大綱)の取りまとめ(2020年12月10日、自由民主党・公明党)

1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

- (1) 産業競争力の強化に係る措置
 - ①企業のDXを促進する措置等の創設
 - ②活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し
 - ③コロナ禍を踏まえた賃上げおよび投資の促進に係る税制の見直し
 - ④繰越欠損金の控除上限の特例
- (2) 株式対価M&Aの促進のための措置の創設
- (3) 国際金融都市に向けた税制上の措置
 - ①法人課税、②相続税、③個人所得課税
- (4) 固定資産税
- (5) 自動車税および軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減
- (6) 住宅ローン控除等
- (7) その他考慮すべき課題

4. 中小企業の支援、地方創生

- (1) 中小企業向け投資促進税制等の延長
 - ①中小企業による積極的な設備投資等の支援
 - ②地域社会における先進的な設備投資や災害に備える設備投資に対する支援
- (2) 所得拡大促進税制の見直し
- (3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設
- (4) 固定資産税等
- (5) 地域の活性化、地域社会の安全・安心の向上
 - ①地域における移動の利便性向上
 - ②地方の生活を支える自動車の安全性能の向上等
 - ③災害に対するきめ細やかな対応

2. デジタル社会の実現

- (1) 民間におけるデジタル化の促進
 - ①企業のDXを促進する措置の創設
 - ②研究開発税制の見直し
- (2) 納税環境のデジタル化
 - ①税務関係書類における押印義務の見直し
 - ②電子帳簿等保存制度の見直し等
 - ③地方税務手続等のデジタル化の推進

5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- (1) 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税のあり方
 - ①個人所得課税における諸控除の見直し
 - ②記帳水準の向上等
 - ③国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置
 - ④セルフメディケーション税制の見直し
- (2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方
- (3) 相続税・贈与税のあり方
 - ①教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
 - ②資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

3. グリーン社会の実現

- (1) カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設
- (2) 車体課税
- (3) 経済と環境の好循環の実現

6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応

7. 円滑・適正な納税のための環境整備

- (1) 国際化に対応した適正課税の確保
 - ①納税管理人制度の拡充
 - ②国際的徴収回避行為への対応
- (2) 消費税転嫁対策特別措置法の執行に係る対応
- (3) 退職所得課税の適正化

8. その他

- (1) 東日本大震災からの復興
- (2) IRに関する税制
 - ①所得税、②消費税、③法人税
- (3) 屋外分煙施設等の整備の促進

資料8

欧州グリーンディール

(参考) 欧州グリーンディール



持続可能な
未来のための
EUの経済の変革

研究を動員し、
革新を促進させる

① 2030年と2050年へ向けた
EUの気候変動への野心の高揚

⑧ 無毒な環境へ向けた
汚染ゼロへの野心

② クリーンで、入手可能で、
安全な、エネルギーの供給

⑦ 生態系と生物多様性の
保全と回復

③ クリーンな循環型経済へ
向けた産業の結集

⑥ 「農場から食卓まで」：
公正で健康的で環境に優しい
食料システム

欧州
グリーン
ディール

④ エネルギー効率と資源効率
の良い方法による建築と改修

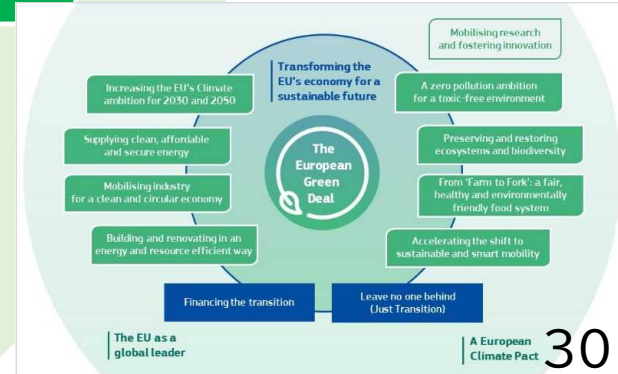
⑤ 持続可能でスマートな
モビリティへの移行の加速

移行への資金提供

誰も置き去りにしない
(公正な移行)

グローバルリーダー
としてのEU

ヨーロッパの
気候協約



資料9

諸外国における炭素税の導入状況

諸外国における炭素税の導入状況(主な炭素税導入国の比較)

国名	導入年	税率 (円/yCO ₂)	税収規模 (億円 [年])	財源	税収用途	減免措置
日本 (温対税)	2012	289	2,600 [2016年]	特別会計	・省エネ対策・再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO ₂ 排出抑制等に活用	・輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等は免税
フィンランド (炭素税)	1990	7,880 (62EUR)	1,702 [2017年]	一般会計	・所得税の引下げ及び企業の雇用に係る費用の軽減	・石油精製プロセス、原料使用、航空機・船舶輸送、発電用に使用される燃料は免税。CHPは減税、バイオ燃料は減税、エネルギー集約型産業に対し還付措置。
スウェーデン (CO ₂ 税)	1991	15,130 (119EUR)	3,237 [2016年]	一般会計	・炭素税導入時に、労働税の負担軽減を実施。2001～2004年の標準税率引き上げ時には、低所得者層の所得税率引下げ等に活用	・EU-ETS対象企業、発電用燃料及び原料使用は免税、CHPは免税。 ・EU-ETS対象外の企業に軽減税率が適用されたが、2018年に本則税率に一本化。
デンマーク (CO ₂ 税)	1992	2,960 (173.2DKK)	608 [2016年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出	・EU-ETS対象企業及びバイオ燃料は免税
スイス (CO ₂ 税)	2008	11,210 (96CHF)	1,171 [2015年]	一般会計 (一部基金化)	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残りの2/3程度は国民・企業へ還流	・国内ETSに参加企業は免税。 ・政府と排出削減協定達成企業は減税 ・輸送用ガソリン・軽油は課税対象外
アイルランド (炭素税)	2010	2,540 (20EUR)	547 [2016年]	一般会計	・赤字補填に活用	・ETS対象産業、発電用燃料、農業用軽油、CHP(産業・業務)等は免税
フランス (炭素税)	2014	5,670 (44.6EUR)	7,627 [2017年 見込値]	一般会計/ 特別会計	・一般会計から競争力・雇用税額控除・交通インフラ資金調達庁の一部、及び、エネルギー移行のための特別会計に充当	・EU-ETS企業は2013年の税率、エネルギー集約型産業は2014年の税率を適用。 ・原料使用、特定の非鉄物製造工程、発電用燃料等は免税。
ポルトガル (炭素税)	2015	870 (6.85EUR)	121 [2015年]	一般会計	・所得税の引下げ(予定)。 ・一部電気自動車購入費用の還付等に充当。	・農業・漁業等は減税。 ・EU-ETS対象企業は免税
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,630 (20CAD)	1,054 [2016年]	一般会計	・法人税や所得税の減税等に活用(税収中立)。	・州外に販売・輸出される燃料、越境輸送に使用される燃料、農業用燃料、燃料製造用原料使用等は免税。

(出典)環境省ホームページより(各国政府資料よりみずほ情報総研作成)

(注)CHP: Combined Heat and Powerの略。熱併給発電(コージェネ)のこと。ETS: Emission Trading Schemeの略。排出量取引制度のこと。

資料10

本県における優遇税制の取り組み

○地方税法(昭和25年法律第226号)

(公益等による課税免除および不均一課税)

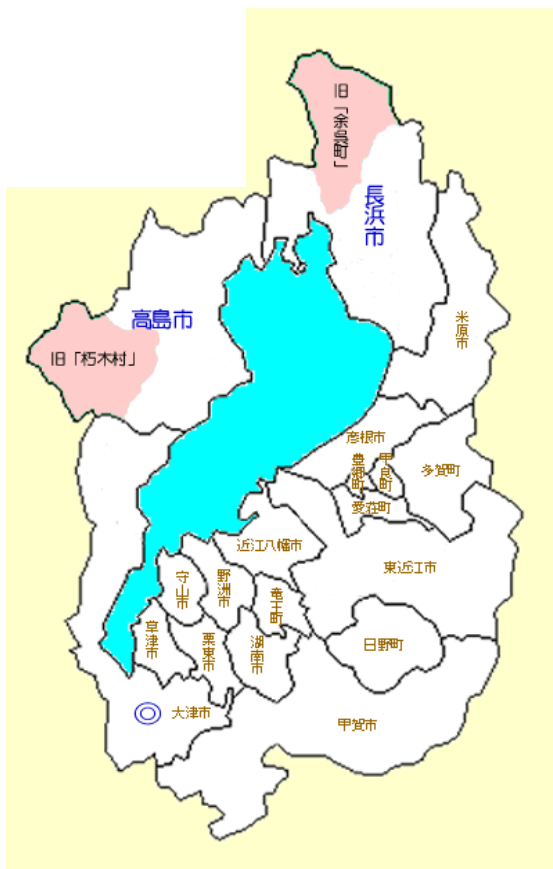
第6条 地方団体は、**公益上その他の事由**に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、**公益上その他の事由**に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

「公益上の事由」とは、課税対象に対し課税しないこともしくは不均一の課税をすることが、直接公益(広く社会一般の利益)を増進し、
または課税することもしくは不均一の課税をしないことが、直接公益を阻害する場合をいい、
また、「その他の事由」とは、公益に準ずる事由をいうものと解される。
すなわち、課税免除および不均一課税は、
ひろく住民一般の利益を増進すると認められる場合に限って行われるべきもの。
(課税免除の方が不均一課税よりも、厳格な要件であると解される。)

地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』((一財)地方財務協会、2017、p36,37)

本県が実施している優遇税制①(過疎地域における課税免除)



- ①青色申告書を提出する法人または個人が、
 過疎地域(長浜市の旧余呉町区域および高島市の旧朽木村区域)内において、
 令和3年3月31日までの間に、**製造業、農林水産物販売業**または**旅館業**のために、
 一定の特別償却設備を新設または増設した場合に、次のとおり**課税免除**とする。

事業税	新設または増設した設備に係る従業員の数をもとに一定の算式で計算した額に対して課すもの	3年間
不動産取得税	一定の特別償却設備である家屋およびその敷地とである土地の取得に対して課すもの	課税年度分
固定資産税(県が課すもの)	一定の特別償却設備である機械および装置に対して課すもの	3年間

- ②過疎地域(長浜市の旧余呉町区域および高島市の旧朽木村区域)内において、
畜産業または**水産業**を行う個人で、一定の労働日数要件を満たすものについては、
 各年のその者の当該事業に係る所得金額に対して、**事業税を課税免除**とする。
 (ただし、課税免除をした最初の年度以降引き続く5箇年度のみ)

※過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、
 交付税による減収補てん制度の適用がある。

※過疎地域自立促進特別措置法については、令和3年3月31日までの時限措置であるため、
 過疎新法の制定が検討されている。

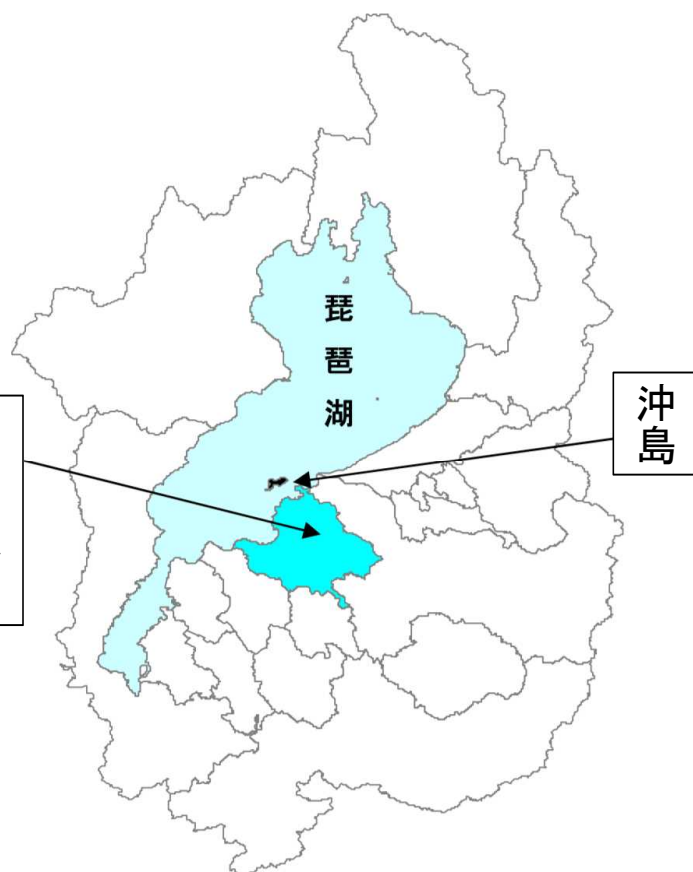
本県が実施している優遇税制②(離島振興対策実施地域における課税免除)

- ①青色申告書を提出する法人または個人が、離島振興対策実施地域(近江八幡市の沖島)内において、令和3年3月31日までの間に、**製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業またはインターネット付随サービス業等**のために、一定の特別償却設備を新設または増設した場合に、次のとおり**課税免除**とする。

事業税	新設または増設した設備に係る従業員の数をもとに一定の算式で計算した額に対して課すもの	3年間
不動産取得税	一定の特別償却設備である家屋およびその敷地とである土地の取得に対して課すもの	課税年度分
固定資産税(県が課すもの)	一定の特別償却設備である機械および装置に対して課すもの	3年間

- ②離島振興対策実施地域(近江八幡市の沖島)内において、**畜産業、水産業または薪炭製造業**を行う個人で、一定の労働日数要件を満たすものについては、各年のその者の当該事業に係る所得金額に対して、**事業税を課税免除**とする。(ただし、課税免除をした最初の年度以降引き続く5箇年度のみ)

※離島振興法の規定に基づき交付税による減収補てん制度の適用がある。



「滋賀県本社機能移転プロジェクト」 に規定する地方活力向上地域



(地方拠点強化税制)

地域再生計画において規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、地域再生法の規定に基づく施設整備計画の認定を受けた事業者が、一定の特別償却設備を新設または増設した場合に、次のとおり課税免除または不均一課税を適用する。

移転型(注1)	事業税	新設または増設した設備に係る従業員の数をもとに一定の算式で計算した額に対して課すもの	3年間 (初年度1/2、2年度3/4、3年度7/8)
	不動産取得税	一定の特別償却設備である家屋およびその敷地とである土地の取得に対して課すもの	課税年度分 (課税免除)
拡充型(注2)	不動産取得税	一定の特別償却設備である家屋およびその敷地とである土地の取得に対して課すもの	課税年度分 (1/10)

(注1)移転型: 東京23区から本社機能を移転するもの

拡充型: 本県内において本社機能を拡充するもの(移転型を除く。)

※地域再生法の規定に基づき交付税による減収補てん制度があるが、財政力指数により、本県は、移転型のみ補てん措置の対象となる。

本県が実施している優遇税制④(促進区域における不均一課税)

滋賀県全域を促進区域とする基本計画と
 湖南市域を促進区域とする基本計画の2種類がある



(地域未来投資促進税制)

地域未来投資促進法に基づき、
 県と市町が共同して策定する同意基本計画において規定する促進区域内において、
 令和5年3月31日までの間に、
 地域経済牽引事業計画に係る知事の承認を受けた事業者
 (主務大臣により先進性等の確認を受けたものに限る。)が、
 一定の対象施設を設置した場合に、
 当該対象施設の用に供する家屋またはその敷地である土地の取得に対して課する
 不動産取得税の税率を1/10とする不均一課税を適用する。

※地域未来投資促進法の規定に基づき交付税による減収補てん制度があるが、
 財政力指数により、本県は、補てん措置の対象外。

資料11

全国の都道府県における優遇税制の取り組み

京都府の取り組み

魅力ある京都府づくりのための税制

中小企業応援条例に基づく認定企業支援税制

中小企業応援条例に基づき事業計画の認定を受けた企業が、その計画に基づいて研究開発等事業を実施するための施設の用に供する不動産を取得した場合、不動産取得税が軽減される。

NPO法人活動支援税制

NPO法人の立ち上げ期を支援するため、法人府民税や不動産取得税、自動車税環境性能割を軽減する。

少子化対策税制

3人以上の子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども)がいる世帯の世帯主などの方が、特例適用住宅などを取得し、1年以内に居住する場合、不動産取得税が軽減される。

移住促進のための空家農地活用促進税制

府内の一定の地域(移住促進特別区域)において、「移住者」または「空家農地一体活用事業計画の認定を受けた事業者」が、対象となる不動産(登録空家およびその敷地、登録農地)を取得した場合、不動産取得税が軽減される。

若者の就職等支援税制

基礎的(実践的)就職支援事業を行う事業者が、認定就職支援計画に従って、基礎的(実践的)就職支援事業の用に供する不動産を取得した場合、不動産取得税が軽減される。

再生可能エネルギー導入等促進税制

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき導入等支援団体として登録を受けた団体が、導入等支援事業の用に供する不動産を取得した場合、不動産取得税が免除される。

(例)京都府再生可能エネルギー導入等促進税制の概要

ねらい

- 再生可能エネルギー(再エネ)の供給量の増大等を図り、地球温暖化対策の推進と地域社会および地域経済の健全な発展を目指す。

主な内容

税制の優遇等により再エネ導入団体等を積極的に支援

- 地域住民と協働して再エネ設備の導入を支援する団体への優遇措置
⇒法人府民税(均等割)と不動産取得税の免除等
- 再エネ設備と蓄電池等を同時に導入する中小企業者等への優遇措置
⇒計画に基づく設備取得に係る法人・個人事業税の減免
- 再エネ設備導入に係る個人向け融資制度を規定

その他の再エネ導入促進策

- 大規模建築物の新築・増築時の再エネ導入(義務) ※地球温暖化対策条例から移管
- 建築物への再エネ設備の導入、建築主に対する建築事業者の情報提供(努力義務)

特徴

- 地域住民と協働する登録導入等支援団体を税制優遇により支援
- 自立型再エネ導入計画の認定を受けた中小企業者等を税制優遇により支援

その他の都道府県の取り組み

○鳥取県における3世代同居住宅に係る不動産取得税の減免制度

鳥取県では、子どもを生き育てやすい地域社会を構築する上で、3世代の同居は有意義な居住形態の一つと考え、3世代以上の直系親族が同居する住宅の取得等に係る不動産取得税について、減免および徴収猶予制度を設けている。

※直系親族:本人、その父母、祖父母、子、孫などという。兄弟やおじ・おばは「傍系」

○東京都および愛知県における自動車税種別割の課税免除

電気自動車
プラグインハイブリッド自動車
燃料電池自動車

に対する自動車税種別割について、

東京都では、初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分を、愛知県では、初回新規登録を受けた年度分を、それぞれ課税免除している。

資料12

本県におけるキャッシュレス納税の取り組み状況

本県におけるキャッシュレス納税の取り組み状況

本県では、以下のとおり、キャッシュレスによる納税に取り組んでいる。

(1) クレジットカードによる納税

自動車税(種別割)の納税において、令和元年度分から、クレジットカードによる納税を可能としている。
(ただし、当初課税の納税通知書のみ。納税通知書記載の納期限までの間に限る。)

(2) スマートフォンを利用した決済サービスによる納税

全ての税目において、以下のとおり、スマートフォンを利用した決済サービスによる納税を可能としている。
(ただし、納付書にコンビニ収納用バーコードが記載されている場合(上限30万円)に限る。)

PayB	平成30年7月～開始
LINE Pay	令和元年5月～開始
PayPay	令和2年11月～開始

(参考)地方税共通納税システムによる納税

個人住民税(特別徴収分、退職所得分)、法人道府県民税、法人市町村民税、法人事業税、特別法人事業税(地方法人特別税)および事業所税の納税については、eLTAXを利用して納税することが、全国的に可能となっている。

※以上に加えて、令和3年10月1日からは、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割(特別徴収分)が対象に加えられる。
また、令和5年度からは、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割および軽自動車税種別割についても、対象に追加されることが、与党税制改正大綱において示されている。

滋賀県産業振興ビジョン2030

変化への挑戦（Challenge for Change）
～受け継いだ強みを活かし、次代を見据えた新たな価値の共創～

令和2年（2020年）3月
滋 賀 県

滋賀県産業振興ビジョン改定の趣旨



位置づけ

本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針となるもので本県の実情と将来予測を踏まえ、今後の産業振興の理念や施策の基本的な方向などを定めるもの。

県、企業、団体、大学をはじめとする、多様な主体の共創により取組を進めるための共通の指針となるもの。

改定の必要性

本格的な人口減少社会への移行、就業構造の変化、T P P 1 1 協定の発効、国連で採択された持続可能な開発目標（S D G s）の達成やSociety5.0の実現に向けた国の動き等、本県を取り巻く経済・社会情勢が大きく変化している。

こうした変化に的確に対応し、本県が将来にわたって力強く持続的な発展を遂げていくため、新たに策定された滋賀県基本構想に基づき、改定を行うもの。

改定後の計画期間

令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）。

※現行の産業振興ビジョンの計画期間は、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）

改定のポイント



- コンセプトを明確化
～「キーメッセージ」を設定
ミッション(使命)、ビジョン(目指す姿)、バリュー(価値観)を定義
- 持続可能な社会の実現に向け、目指す姿からのバックキャストिंगの手法も加え、施策を推進
- 「人」を中心においた、本県の強みを伸ばす取組を強化
- 多様な主体の共創により、経済・社会・環境の調和のもと、ビジネスで社会的課題の解決と、持続可能な社会の構築につながる、新たなチャレンジを応援
- 施策の推進にあたっては、経済・産業の活性化状況のモニタリングに加え、OODAに見られる新たな考え方を取り込む

産業振興ビジョン2030のコンセプト（1）



滋賀県基本構想 “変わる滋賀 続く幸せ”

キーメッセージ

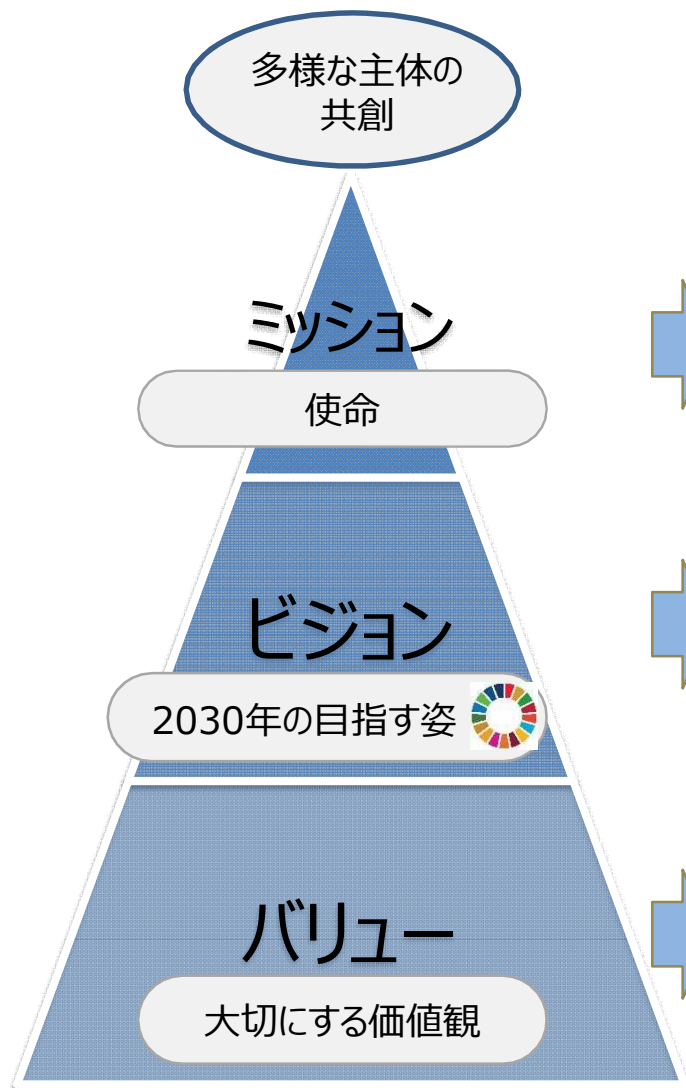
変化への挑戦 (*Challenge for Change*)

～受け継いだ強みを活かし、次代を見据えた新たな価値の共創～

世の中が複雑に変化し、将来を見通すことが困難を極める中、様々な可能性や選択肢がある社会で、築き上げてきたものを継承しつつ、変えるべきものは変えて、「新たな価値」を創出していく。

そのため、近江商人の「三方よし」の精神をその歴史から学び、受け継ぎ、持続可能な社会を構築するとともに、一方で、新しいテクノロジーやサービスを活用し、今まで以上のコラボレーションを実現し、失敗を重ねながらそれを糧にし、トライし続けることで、最適社会に変えていく。

産業振興ビジョン2030のコンセプト（2）



変化への挑戦 (Challenge for Change)

“人”や“モノ”のボーダーレスなつながりを通して、滋賀から、**世界が抱える社会的課題の解決策を提案し、持続可能な社会の構築につながる産業の発展に貢献します！**

新しいテクノロジーやサービスの創出、積極的なコラボレーション、進化するインフラを活用して、「**新たなチャレンジ**」が日本で一番行いやすい県、「**社会的課題**」をビジネスで解決し続ける県を目指します！※

- 琵琶湖をはじめとした自然環境を守り、活かし、支える循環共生型社会
- 「三方よし」、「忘己利他」、「一隅を照らす」等、先人から受け継ぐ精神
- 持続可能な経済活動のもと、人の幸せ、社会の幸せ、自然の幸せを追求

※SDGsのゴール 目標8「働きがいも経済成長も」や目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」も重要な要素

産業振興ビジョン2030が具体的に「目指す姿」

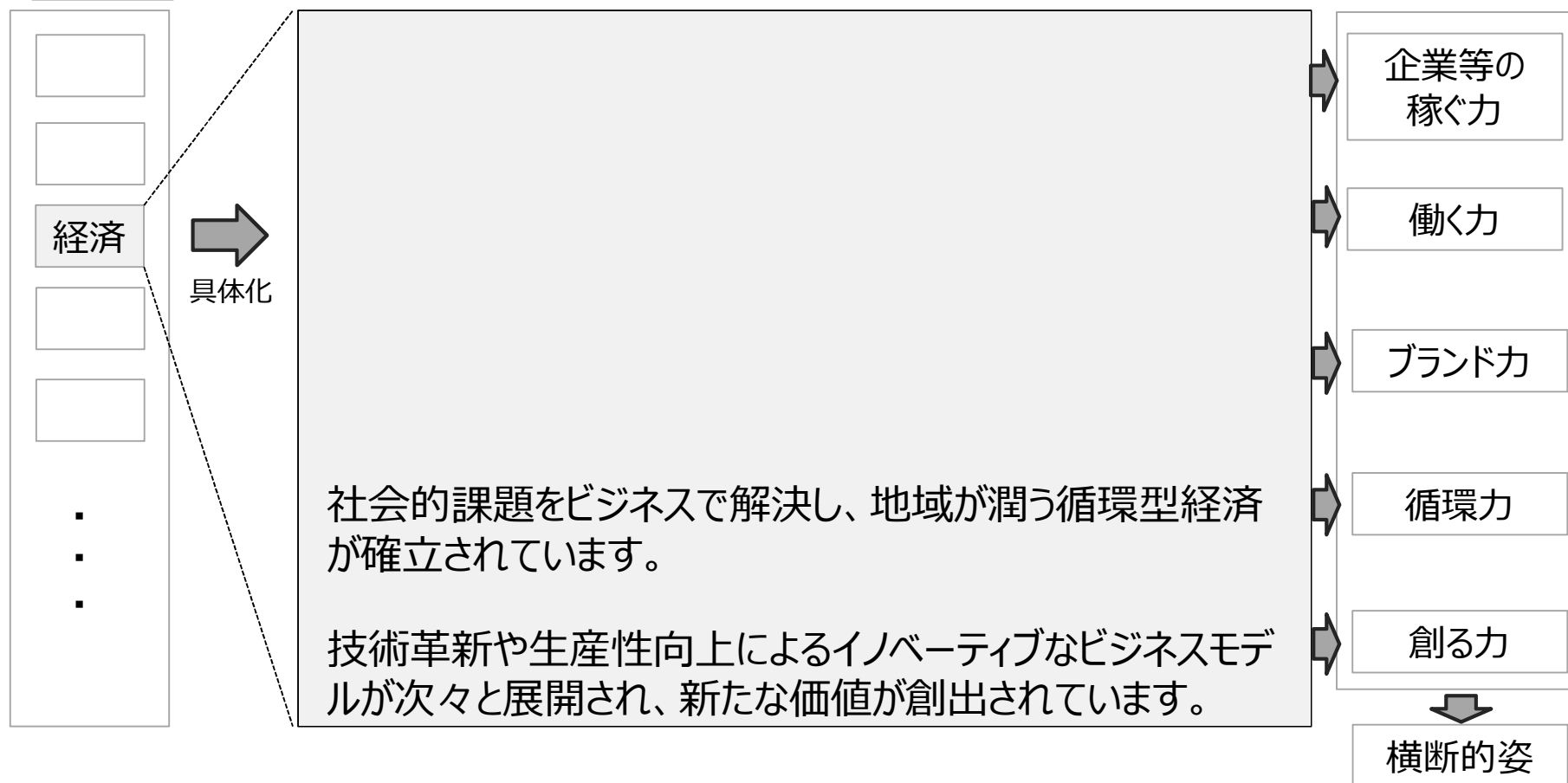


計画的に産業振興を進めていくため、現行の産業振興ビジョンの目指す姿を基本としながら、経済・社会情勢の変化等を踏まえ見直し、2030年の姿として次の姿を見据えます。また、これまでの経済・産業の活性化状況のモニタリングを活用します。

基本構想にある 目指す姿

産業振興ビジョン2030が具体的に目指す姿

経済・産業の活性化 状況のモニタリング



滋賀県基本構想や第五次滋賀県環境総合計画等における具体的な「目指す姿」



環境や社会への配慮、ICT、IoT、AI、ロボット技術、データ活用など第4次産業革命への対応、成長市場や成長分野を意識した産業創出・転換、事業展開等が進み、**社会的課題の解決に向けた取組**が広がるとともに、Society5.0時代における**滋賀の成長を支える多様な産業と雇用**が創出されています。

具体的な目指す姿

- SDGsの理念が県内企業に浸透しています。
- 高度なエネルギー利用が強みとなっています。
- 多様な人材が活躍できるダイバーシティ経営の広がりにより、強い経営が実現されています。
- 先端技術や技術革新により、生産性が向上し、新たなサービスや製品が生まれています。
- 組織を超えた交流が進み、新たなビジネス、商品・サービスが生まれ、起業なども活発になっています。
- グローバル市場への展開が進んでいます。
- 働く場としての魅力向上により、人材確保・定着が進んでいます。
- 大学等との連携により、人材育成が進んでいます。
- 円滑な事業承継が行われ、地域の活力が維持されています。
- 滋賀の風土が培ってきた技術、文化を体現する地場産業が維持、発展しています。
- 力強い農林水産業が確立し、新たな担い手の確保・育成が進んでいます。
- 環境や安全・安心などにこだわった高い付加価値を持つ農林水産物が生産されています。
- 交流人口や関係人口が増加し、その効果が様々な産業に現れています。
- 環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環が構築されています。
- 近江商人の歴史を学び、地域に対する誇りを持っています。

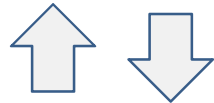
(参考資料) 2030年の姿 (例①)



社会的課題

・プラスチックごみや食品ロスなどの課題や、地域の抱える諸課題等をビジネスで解決する取組が生まれている。

→社会的課題をビジネスで解決するために何をすべきか。



多様な働き方や社会への関わり方

・ダブルワーク等の兼業・副業（複業）が進み、工場に勤めつつ、起業や地域の新たな担い手となっている。また、誰もが、自分の望む形で働ける多様な働き方が実現している。

→多様な働き方や社会への関わり方により、自己実現・地域貢献できる社会にするために何をすべきか。

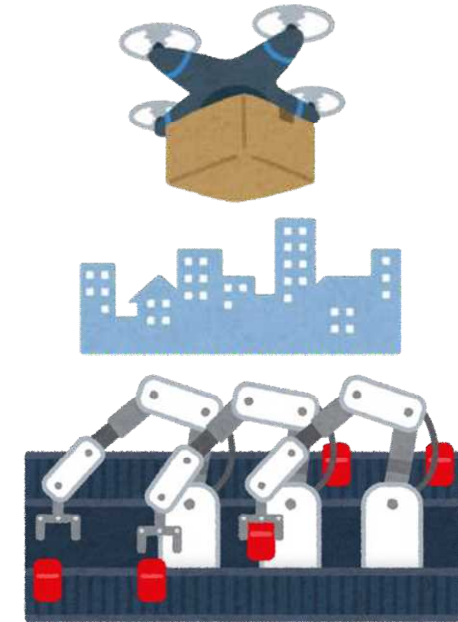
(参考資料) 2030年の姿 (例②)



実証実験

・IoT、AI、ロボット等の社会実装が進み、琵琶湖上でドローンが飛行し、買い物の利便性の向上や、工場の自動化や自動運転などが進展している。

→実証実験のフィールドとして滋賀が選ばれるために何をすべきか。



地場産業

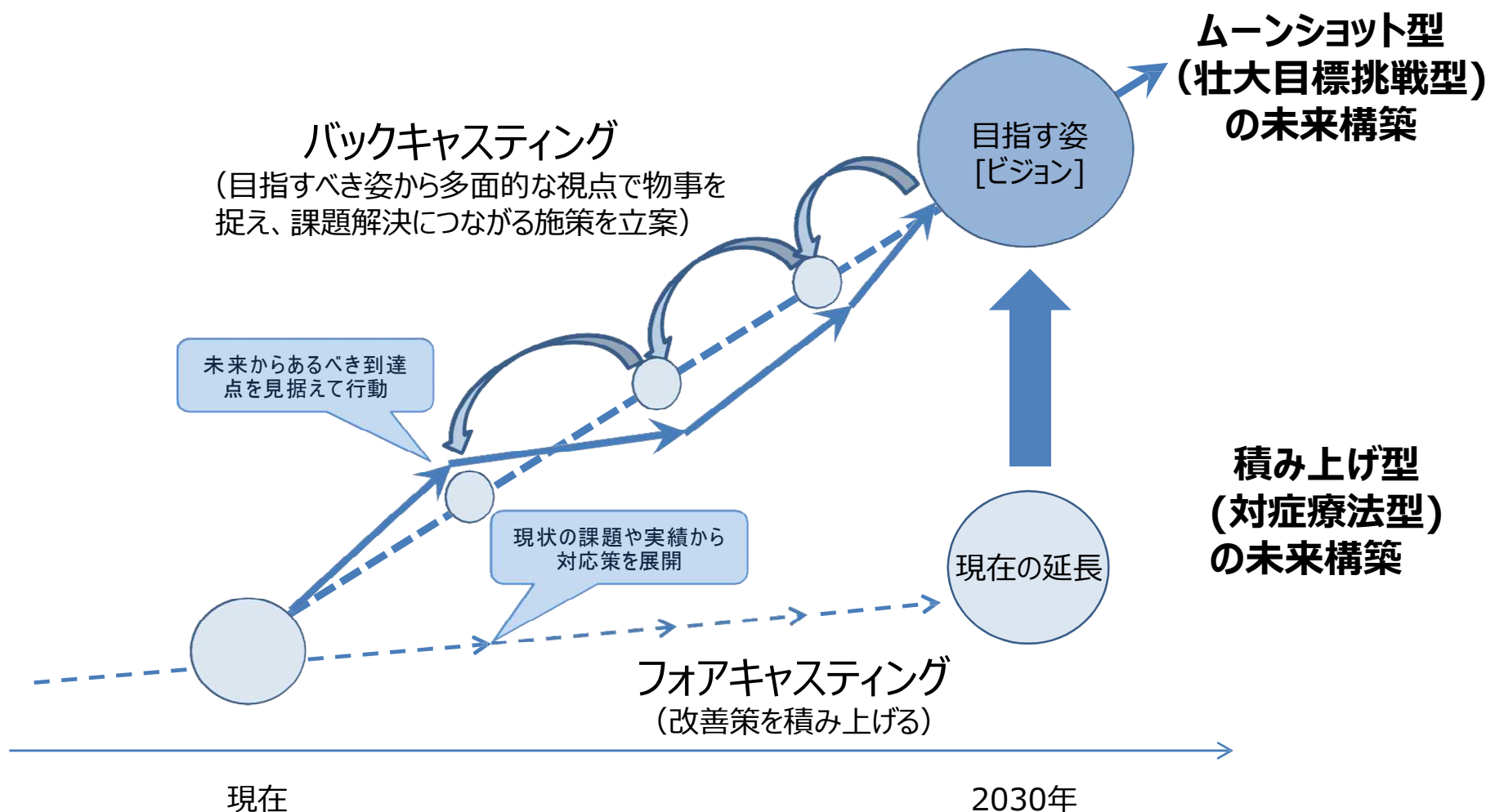
・滋賀が誇る産業として維持・発展するとともに、海外展開が進み、世界のブランドとして評価され、ネットショップやクラウドファンディングなどにより広く販売されている。

→良いモノとして世界の認知度を高め、広く使ってもらえるために何をすべきか。

2030年の目指す姿からのバックキャストिंग



滋賀県基本構想の基本理念・目指す姿の実現を図るため、従来のフォアキャストिंगの手法による施策構築に加え、2030年の目指す姿からの**バックキャストिंगの手法**により、チャレンジを促進する産業振興の基本的な考え方を定めます。



人口動態の変化、次々生まれる新しいテクノロジー、人間を取り巻くあらゆる環境変化といった**世界規模の大きな流れを的確にとらえ**、変化への挑戦を促進し**「新しい価値」**を生み出していく必要があります。

人

人口動態の変化と人材不足

- 世界では人口増加、国内では人口減少と高齢化の影響が顕在化
- 様々な分野の人材不足による県内産業や医療・福祉への影響

経済・社会

第4次産業革命の社会実装によるSociety5.0の実現

- 国内市場の縮小による県内産業への影響
- 事業承継が進まない場合の地域社会への影響
- 農林水産業の持続性への影響
- 第4次産業革命を通じたSociety5.0の実現による経済や社会への影響
- AI、IoT等の技術革新（デジタルトランスフォーメーション）への対応

環境

「負荷削減」だけでなく、「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点へ

- 気候変動による影響の顕在化と多発する大規模災害
- パリ協定の発効による世界的な脱炭素化の流れ
- 再生可能エネルギーの利用拡大、新しいエネルギー社会の実現
- 琵琶湖や流入河川の水質改善も、生態系に関する課題の顕在化
- 「守る」取組で地域資源の価値を高め、「活かす」ことでさらなる「守る」取組を推進

インフラの進化



多様な主体の不断の取組によりインフラの進化に寄与するとともに、産業振興に活用します。

想定されるインフラの進化

- リニア新幹線等の高速交通網
- ドローン等の航空輸送網
- EV化、自動運転
- 宇宙インフラの拡大
- グリーンインフラ
- 通信環境
- データ活用や自動化促進
- モバイル機器
- VR・AR
- キャッシュレス
- ワイヤレス電力伝送
- ロボットの社会実装
- 遠隔医療
- 水素等エネルギー活用
- 芸術、文化、スポーツ等の公共施設



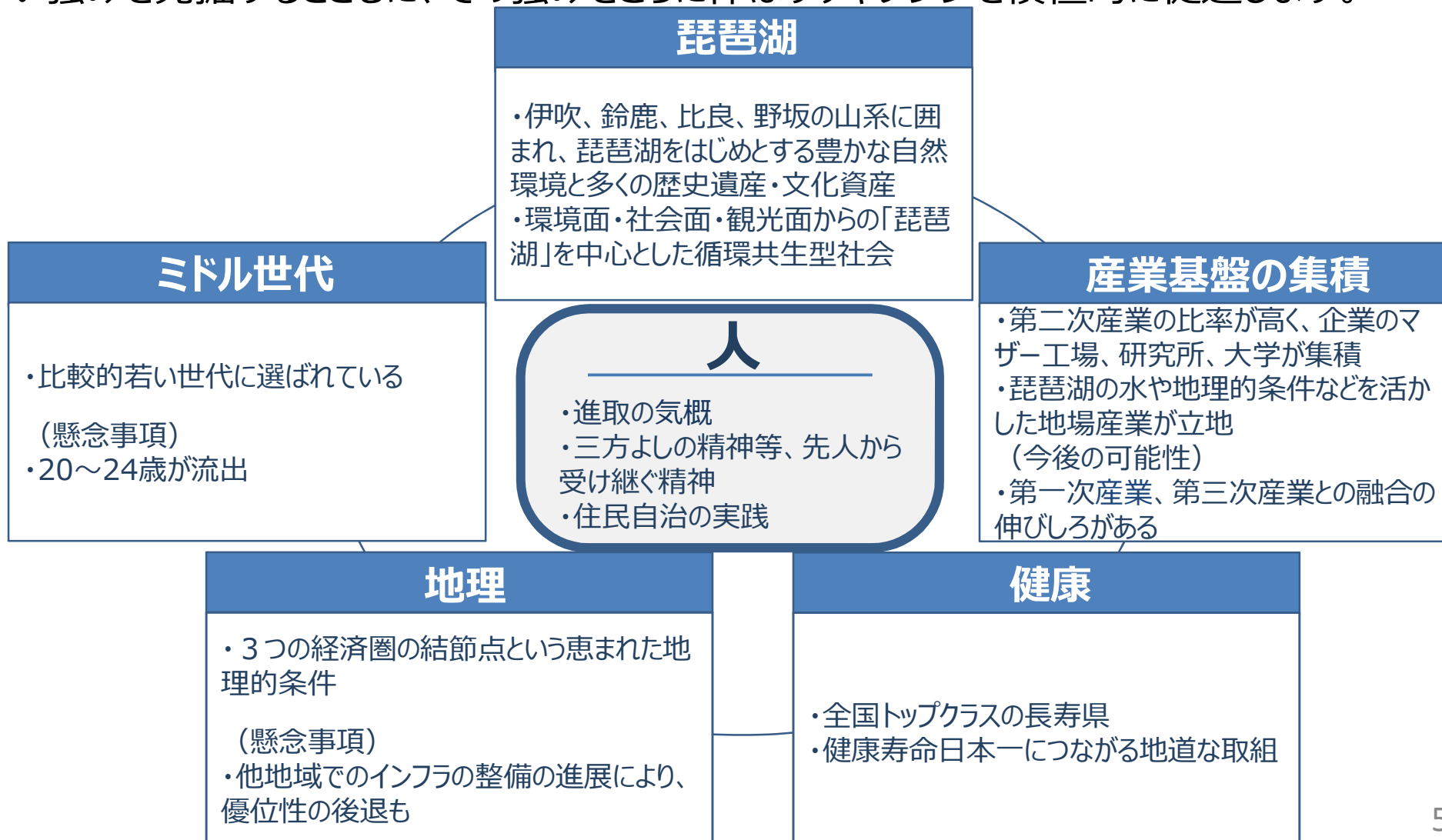
事業への取り組み方、生活のあり方が変わるだけでなく、**新しい産業**や**新たな価値**も創出されています。

- 移動の時間短縮化・多様化による施設効果
- シェアリングエコノミーの拡大（所有から共有へ）
- Z世代（1990年代後半から2000年代半ば生まれ）に代表される高い社会問題意識をもつ世代の台頭

滋賀県の持ち味

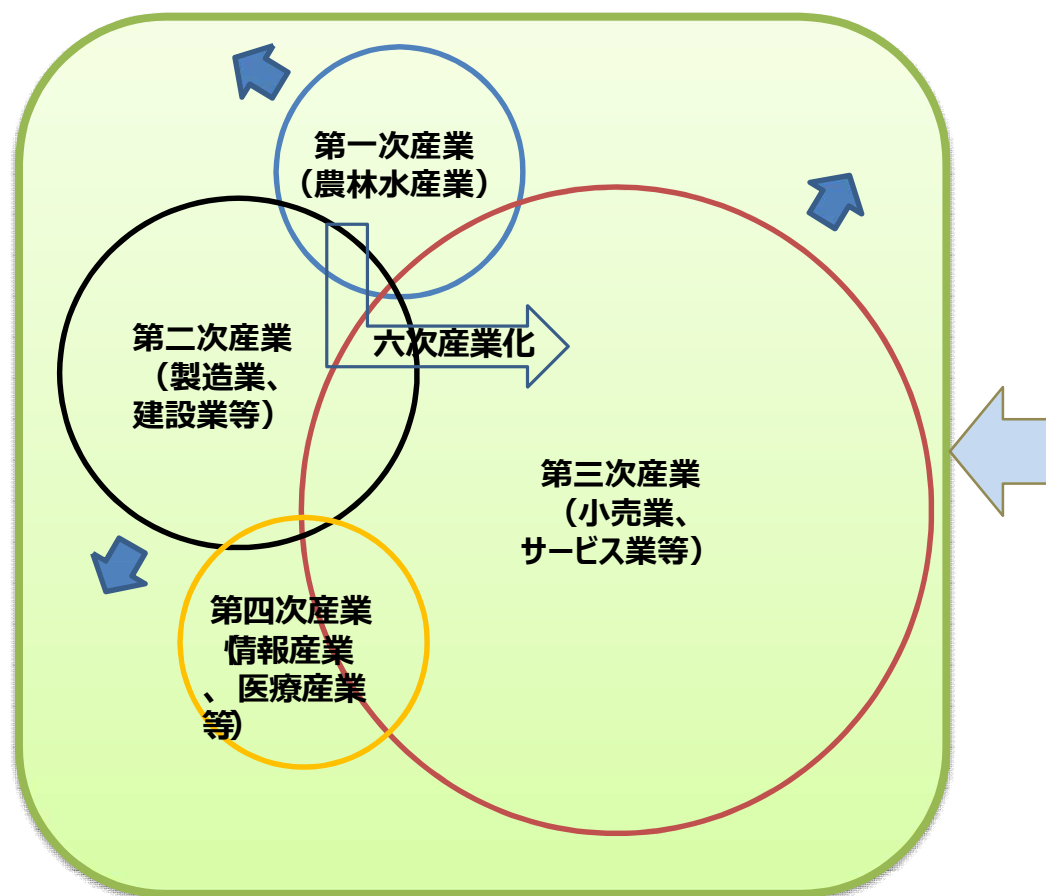


滋賀県の持ち味(特長)を活かし、弱みの克服だけでなく、気づいていない、活かしていない強みを発掘するとともに、その強みをさらに伸ばすチャレンジを積極的に促進します。



産業振興の基本的な考え方（1）

「産業」を広く捉え、従来の産業区分（第一次産業、第二次産業、第三次産業）に捉われない、「異分野の融合」や「新しい産業」を志向します。



【ポイント①】

従来の「商工業」だけではなく、行政の縦割りを超えて、「産業」を幅広く捉える。

【ポイント②】

これまでも、六次産業化や農商工連携、農福連携、建設業等の多角化などの取組があるが、観光産業の振興、事業継続やイノベーションの観点からも従来の産業分野の枠組みを超えた取組を促進する。

【ポイント③】

従来の、農業は農業者、工場はワーカーという考え方を超えて、各産業の担い手が変わってきつつある分野もある。また、非営利活動組織が役割を担うとともに、ロボットが取って代わろうとしている分野もある。

【ポイント④】

スマート農業、スマート工場、植物工場、製造業IoTなど、新しい技術の実装、データ活用等により、新たなビジネスが生まれる。

産業振興の基本的な考え方（2）



ビジョン（2030年の目指す姿）
「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県
「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県

新しいテクノロジーやサービスの創出、積極的なコラボレーション、
進化するインフラを活用

【ポイント】
産業を支える要素・側面から振興を図り、本県を牽引する産業を創出・支援

産業を支える要素・側面



- これまでの滋賀らしい産業の創出
- 例 水環境ビジネス
 - 例 環境関連産業
 - 例 医工連携プロジェクト
 - 例 バイオ産業
 - 例 ●●産業
- 重点的な取組(施策)
- 今後も滋賀らしい産業を創出
- 例 発酵産業
 - 例 ■■産業

産業振興の基本的な考え方（3）



ビジョン
(2030年の目指す姿)

「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県
「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県

新たなチャレンジを促進し、社会的課題をビジネスで解決するためには、新技術を実用化することにとどまらず、新たなビジネスモデルの創出などが必要であり、次の4つの視点を重視します。

<例>

**①チャレンジする人・
企業が集まる滋賀**

- 高校生・大学生からの起業家教育の推進
- 革新者の創造や近江商人等先人の教えの継承
- 滋賀の魅力を高め、発信

**②実証実験のフ
ィー ルド滋賀**

- 大学・市町・企業等多様な主体による新しいテクノロジー等を活用し、課題解決に向けた実証実験の場の提供
- 特区制度等に見られる規制緩和の取組の推進

**③ビジネスで実践
する「健康しが」**

- 誰もが取り残されることなく、人・社会・自然の健康をビジネスの観点から推進
- 循環型経済（サーキュラーエコノミー）の取組の推進

**④世界から選ばれ
る滋賀**

- 世界で稼ぐ力の向上
- 滋賀の企業が持つ技術・サービスを世界に拡大
- 人や投資を世界から滋賀に誘引

産業振興の基本的な考え方（４）



前頁の視点に沿って、多様な主体の共創のもと、ビジネスを通じて社会的課題の解決につながる、新たな9つのチャレンジを応援します。

--- 変化への挑戦 (Challenge for Change) ---

チャレンジ①：
挑戦する人の育成・確保・
応援

チャレンジ②：
挑戦する人たちや組織との
ネットワーク形成を支援

チャレンジ③：
挑戦して活動する機会・場
の創出

チャレンジ④：
地域の資源を活かしつつ、地域
の課題に向き合う取組を支援

チャレンジ⑤：
世界に向けてはばたく活動を
支援

チャレンジ⑥：
産業分野の融合を支援

チャレンジ⑦：
多様な人を呼び込む、関わるし
かけづくり

チャレンジ⑧：
未来を切り拓く情報や技術、
サービスの集積

チャレンジ⑨：
時代を変えていく新たな投
資を呼び込む



中小企業の経営基盤の強化への取組

新しいテクノロジー・サービス、インフラ、ネットワーク

産業分野、業種、規模の大小を問わない地元事業者、地域に貢献する企業

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた施策の基本的方向（1）



目指す姿（ビジョン）（「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県、「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県）の実現に向け、従来のフォアキャストिंगの手法による施策構築に加え、バックキャストिंगの手法により、4つの視点と9つのチャレンジを掛け合わせ、滋賀県の持ち味を活かした施策を推進します。

4つの視点



9つのチャレンジ

施策を推進

視点	番号	主な施策
①チャレンジする人・企業が集まる滋賀	1	滋賀に住む人の「ライフスタイル」を発信し、滋賀の職住モデルをリデザイン（reDesign）
	2	滋賀の地域や世界の社会的課題を解決する起業家・イノベーターを育成・確保
	3	開かれた起業家ネットワークを構築
	4	事業の継続や新たな事業展開等、挑戦する企業等を応援
	5	これからの滋賀の産業を担う人材の育成（一貫したキャリア教育・高等専門人材の育成等）の推進

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた施策の基本的方向（2）



視点	番号	主な施策
①チャレンジする人・企業が集まる滋賀	6	AI・データサイエンス等、最先端テクノロジーを活用できる人材を育成・確保
	7	課題や情報、思いを共有でき、共に挑戦していくプラットフォームを構築
	8	異分野・異業種等、組織を超えた多様な主体による交流・連携を促進
	9	滋賀の産業基盤の集積や人を活かしたオープンイノベーションを促進
	10	2025年大阪・関西万博を活かしたビジネスの創出
	11	若者・女性・障害者・高齢者・外国人など多様な人材の確保・定着
	12	企業や働く人が魅力を感じる環境の創出
	13	多様な働き方・社会への関わり方の推進
	14	企業の再投資や新規立地につながる事業用地確保等への迅速な対応
	15	製造現場をはじめとするデジタル化を推進
	16	生産性の向上や高付加価値化等による力強い農林水産業の確立
	17	「森・川・里・湖」の多面的価値を未来へ引き継ぐ地域づくり
	18	クラウドファンディング等、チャレンジする人・企業を応援する仕組みづくりと活用

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた施策の基本的方向（3）



視点	番号	主な施策
②実証実験のフィールド滋賀	19	新たなアイデアを社会実装に向けて試行する万博の「未来社会の実験場」の一翼を
	20	滋賀の資源を活かした実証・実験、研究・マーケティング、モニタリング等の場を創出
	21	企業や大学等のモデル的な取組や提案を受け入れ、地域との連携を促進
	22	新たなビジネスモデルの構築に障壁となる規制の緩和や制度の改善
	23	デジタルデータを活用できるプラットフォームを産学官金で構築
	24	地域を支える新たな交通の仕組みづくり
③ビジネスで実践する「健康しが」	25	発酵産業等、「健康しが」推進に向けた事業化を促進
	26	「健康」をテーマに、産業分野を超える新たなプロジェクトの検討
	27	地域資源の活用を通じた循環型経済（サーキュラーエコノミー）と共生の取組を推進
	28	医療・介護・福祉の課題を産業・技術の力で解決
	29	人の健康に留まらず、自然の健康、社会の健康に向けたビジネスモデルづくり
	30	スポーツの力を活かしたビジネスの推進
	31	生活や産業を支える社会インフラの整備、維持管理の担い手確保

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた施策の基本的方向（４）



視点	番号	主な施策
④世界から選ばれる滋賀	32	水環境ビジネスをはじめ、世界の課題解決に貢献する海外展開を促進
	33	滋賀のいいものを、ブランド力を高めた商品化により海外へ販路開拓
	34	交流人口と観光消費の拡大に向けた取組
	35	インバウンド促進のため、キャッシュレスなど受入環境を整備
	36	国際感覚を養った人材の養成と確保、外国人材の受入と多文化共生の推進
	37	海外からの投資（ESG投資、設備投資を含む）の促進

1 各主体の役割

産業振興ビジョン2030が目指す姿を実現していくため、以下に掲げる多様な主体が、それぞれの役割を果たしつつ、共創して取組を推進していくことが必要。

県、企業、経済団体・中小企業支援機関等、大学等教育・研究機関、金融機関、非営利活動組織、県民等。

2 市町・国・近隣府県等との連携

市町・国・近隣府県等との効果的、効率的な連携の推進。

3 推進体制

産業振興ビジョン2030が目指す姿の実現に向け、最新かつ的確な情報をタイムリーに得る仕組みや県の組織等、必要な推進体制の検討。

4 経済・産業の活性化状況のモニタリング

産業振興ビジョン2030が目指す姿の実現に向け、本県の経済・産業の動向について、量的（客観的、経済・雇用の主な統計指標）および質的（主観的、アンケート調査・企業訪問）の両面からモニタリングを行い、その状況の把握・分析を実施。

具体的な施策の構築や検証等に活用。

5 政策の推進

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた産業振興の展開（2）

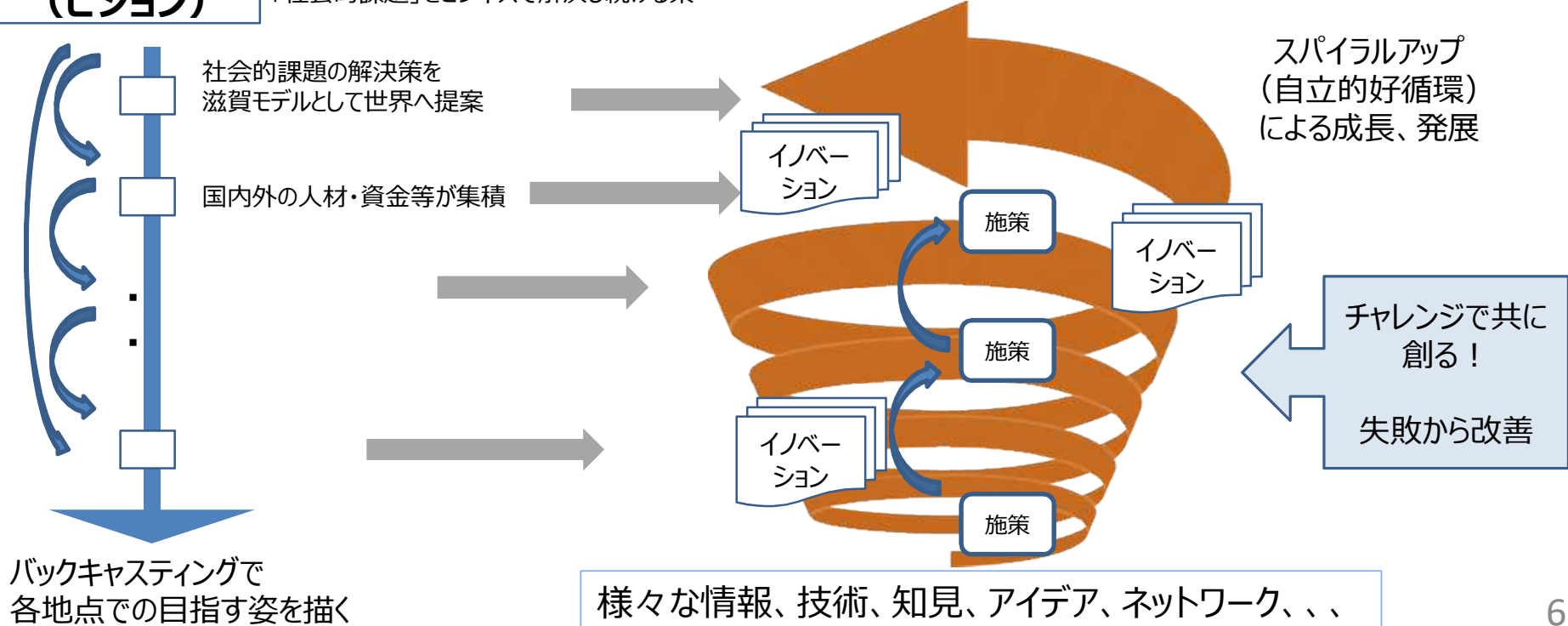


社会的課題を解決していくには、刻々と変わる状況に柔軟に対応し、試行錯誤を繰り返すことが重要です。そのため、産業振興ビジョン2030では当初の計画や数値目標の達成に力点が置かれる「P D C A」の考え方のみならず、「経済・産業の活性化状況のモニタリング」に加え、目指す姿（ビジョン）の実現につながるイノベーションの創出に向け、成果を出すことに集中する「O O D A」（ウーダ）に見られる考え方を取り入れ、チャレンジを繰り返しながら施策を展開し、新たな価値を創出する産業振興の展開が図れないか検討します。

目指す姿（ビジョン）

「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県
「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県

“「新たな価値」を生み出しながら、目指す社会の実現”



(参考資料) OODAの概要



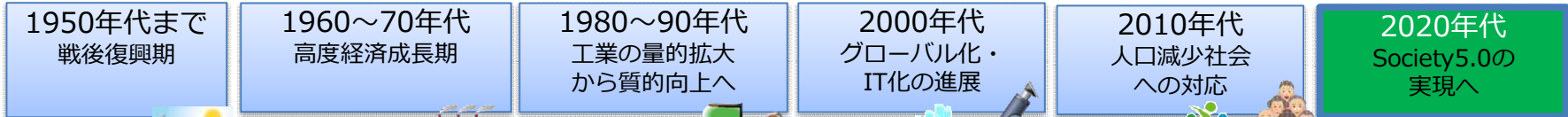
OODAの概要

目指す姿（ビジョン）の実現につながるイノベーションの創出に向け、成果を出すことに集中する考え方です。

Observe	情報を収集します
Orient	仮説を構築します
Decide	数ある選択肢から実行する施策を決定します
Act	施策を実行します

チャレンジを繰り返しながら施策を展開し、経済・社会情勢の変化に機動的に対応します。

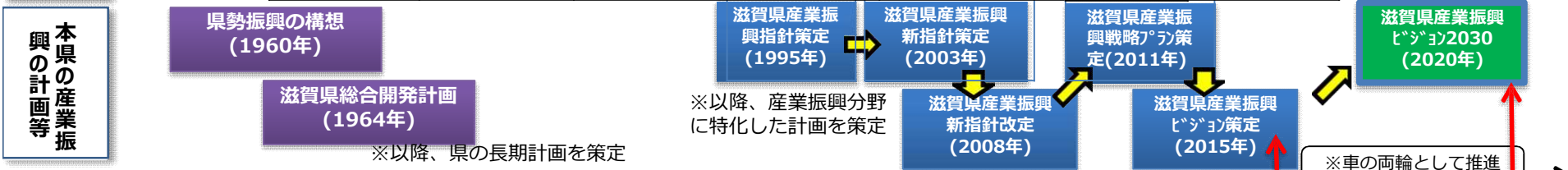
(参考資料) 戦後における本県の経済・産業の変遷



本県経済・産業の変遷

- 1950年代まで 戦後復興期**
 - 農業中心の産業構造
 - 琵琶湖の豊富な水資源を背景に、主に繊維産業が発展
- 1960～70年代 高度経済成長期**
 - 工業団地の造成による工場誘致
 - 電気・機械などの大企業の工場の立地
 - 大企業のサプライチェーンを支える中小企業が多数生まれるなど、加工組立型産業が集積
- 1980～90年代 工業の量的拡大から質的向上へ**
 - 理工系大学の誘致、滋賀県工業技術総合センターの設置による研究開発型企業の育成
- 2000年代 グローバル化・IT化の進展**
 - 産学官連携の推進、高付加価値産業の育成（環境産業、健康福祉産業、観光産業、バイオ産業、IT産業）
- 2010年代 人口減少社会への対応**
 - 我が国は「人口減少社会」へ。国内外の課題解決に貢献する成長産業を振興（水・エネルギー・環境、医療・健康・福祉等）
 - IoT、AI等の活用、SDGs（持続可能な開発目標）の国連での採択
- 2020年代 Society5.0の実現へ**
 - 「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県、「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県へ

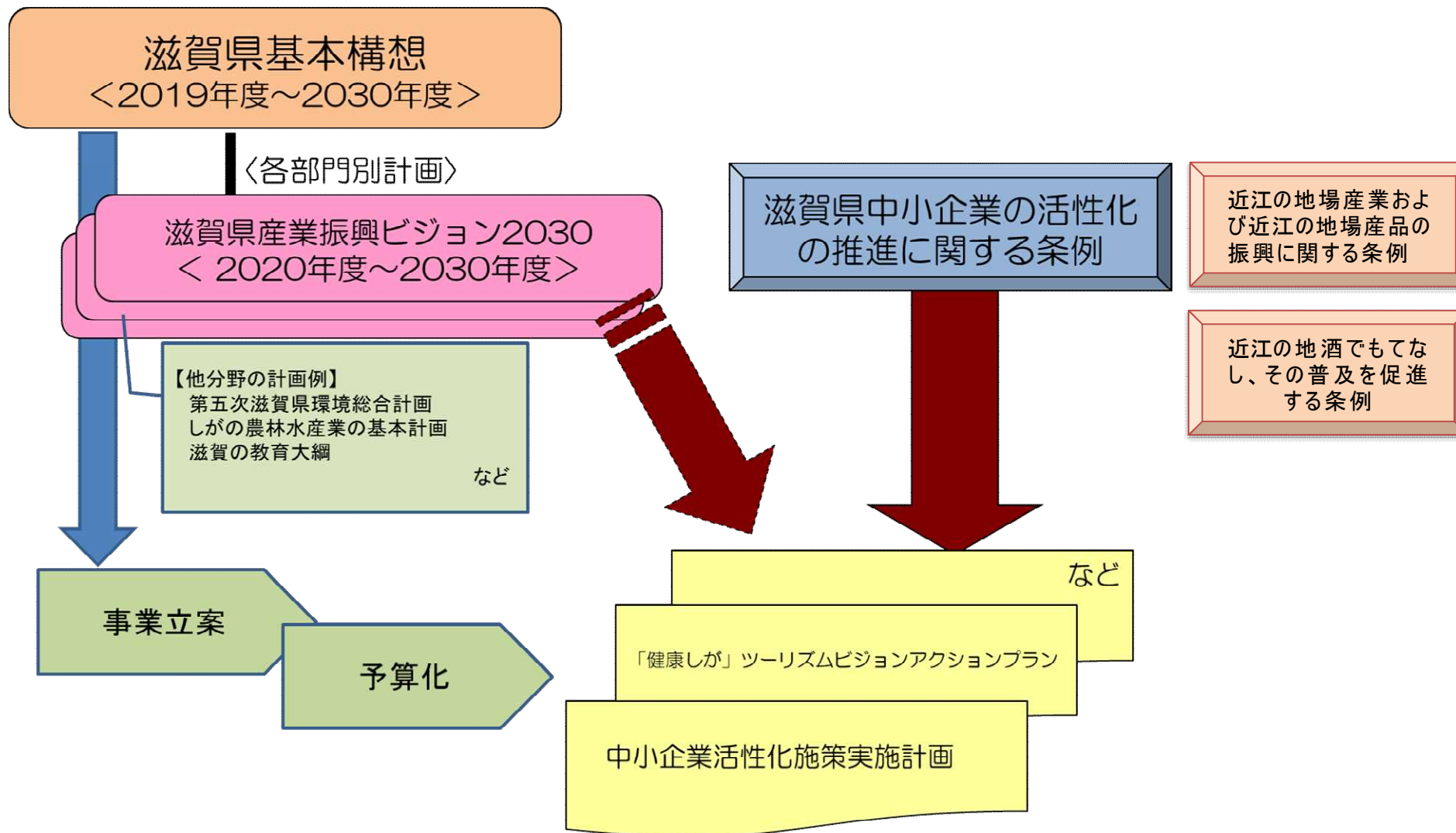
の 県 推 人 移	179千世帯 86万人 (1950年)	183千世帯 84万人 (1960年)	215千世帯 89万人 (1970年)	295千世帯 108万人 (1980年)	352千世帯 122万人 (1990年)	440千世帯 134万人 (2000年)	518千世帯 141万人 (2010年)	538千世帯 141万人 (2015年)
目)の 推 移 ※(名 県内総生産)		①:0.02兆円 ②:0.05兆円 ③:0.06兆円 合:0.13兆円 (1960年)	①:0.05兆円 ②:0.31兆円 ③:0.26兆円 合:0.60兆円 (1970年)	①:0.08兆円 ②:1.23兆円 ③:1.00兆円 合:2.26兆円 (1980年)	①:0.07兆円 ②:2.92兆円 ③:2.11兆円 合:5.00兆円 (1990年)	①:0.06兆円 ②:2.88兆円 ③:3.18兆円 合:5.99兆円 (2000年)	①:0.03兆円 ②:2.84兆円 ③:3.14兆円 合:6.03兆円 (2010年)	①:0.03兆円 ②:2.79兆円 ③:3.32兆円 合:6.16兆円 (2015年)



※①は第一次産業（農林水産業）、②は第二次産業（製造業、建設業、鉱業）、③は第三次産業（卸売・小売業、宿泊・飲食サービス、金融・保険業等）を指す。また、県内総生産（合計）は、①～③は四捨五入し、総資本形成に係る消費税等を含むため、合計額は一致しない。

滋賀県中小企業活性化推進条例(2013年)

(参考資料) 滋賀県産業振興ビジョン2030の位置づけと具体的な施策や事業の展開イメージ



(参考資料) 滋賀県産業振興ビジョン2030と滋賀県 中小企業の活性化の推進に関する条例との関係



経済・産業面からのアプローチ

滋賀県産業振興ビジョン2030

- 第1 はじめに
～滋賀県産業振興ビジョン改定の趣旨～
- 第2 産業振興ビジョン2030のコンセプト
- 第3 2030年の目指す姿からのバックキャストイング
- 第4 産業振興の基本的な考え方
- 第5 ビジョンの推進

○産業振興ビジョン2030は、経済・産業のあり方の面から、本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針となるもので本県の実情と将来予測を踏まえ、今後の産業振興の理念や施策の基本的な方向などを定めるもの

○本県産業の担い手(プレイヤー)である中小企業の観点から、その活性化を目指す滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例とあいまって、本県経済の発展を目指すもの

○具体的な施策や事業は、従前どおり中小企業活性化施策実施計画を毎年度策定する(ビジョンでは改めて記載しない)

具体的施策や事業

中小企業活性化施策実施計画
(毎年作成、予算反映)

施策の基本

- 自らの成長を目指す取組
- 経営基盤の強化
- 産業分野に応じた活性化

理念
／
役割

条例

産業の担い手
(プレイヤー)
面からの
アプローチ